

三春町町民農園開設促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農地所有者による町民農園の開設等に係る経費を支援し、町民の農業への関心や理解の醸成並びに町内の耕作放棄地の拡大を抑制するため、三春町町民農園開設促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、三春町補助金等の交付に関する規則（平成17年規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「町民農園」とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）により開設する農園
- (2) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）に規定する特定農地貸付けの用に供される農地
- (3) 農地を所有している者が開設する農園利用方式による農園

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付対象となる者は、町内に農地を有し、所有する農地を町民農園として開設し、又は町民農園を拡張する者とする。

(町民農園の整備基準)

第4条 補助金の交付対象となる町民農園は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 新規に町民農園を開設する場合には、1か所辺りの面積がおおむね500平方メートル以上であること。
- (2) 町民農園を拡張する場合には、拡張面積が100平方メートル以上であること。
- (3) 1区画の面積は、おおむね10平方メートル以上であること。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、町民農園の利用上必要な施設の整備事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、町民農園に附帯して設置する農機具置場、休憩施設、便所等の施設の設置、利用者が共同で利用する農機具等の設置、その他町民農園の開設等にあたって、町長が必要と認めた設備等の設置に要する費用とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の総額の2分の1以内とし、1事業あたり10万円を上限とする。ただし、補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、三春町町民農園開設促進事業補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第9条 町長は、前条の規定に基づく補助金の交付申請があったときは、提出された書類の内容を審査するとともに必要に応じて実態調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、すみやかに、その交付決定をしなければならない。

2 町長は、補助金の交付決定をしたときは、すみやかに規則第6条に定める補助金等交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知しなければならない。

(計画変更の承認等)

第10条 補助金の計画変更（軽微な変更を除く。）の承認を受けようとする者は、三春町町民農園開設促進事業補助金変更申請書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を調査し、当該申請が適当と認めるときは、規則第9条に規定する補助事業等内容変更通知書により申請者に通知するものとする。

(概算払の請求)

第11条 町長は、必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。この場合において、概算払により交付できる額は、交付決定通知書に記載された交付決定額を上限とする。

2 前項の規定により、概算払による補助金の交付を受けようとする交付申請者は、三春町町民農園開設促進事業補助金概算払交付請求書（様式第3号）により、交付決定通知書の写しを添えて、町長に請求しなければならない。

(実績報告)

第12条 第6条の規定に基づく交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定のあった日の属する年度の3月31日（同日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）又は事業完了後1か月以内に、三春町町民農園開設促進事業補助金実績報告書（様式第4号）を町長に提出し、補助事業の成果を報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査するとともに必要に応じて実態調査等を行い、交付対象事業の成果が第6条の規定に基づく交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認められた場合には、交付す

べき補助金の額を確定し、規則第14条に規定する補助金等交付額確定通知書により交付決定者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 町長は、交付申請者が規則16条の各号に規定する事項及び次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

2 前項の規定は、前条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 町長は、補助金の交付の決定を取消しをしたときは、すみやかに規則第10条に規定する補助金等取消通知書により交付決定者に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第15条 町長は前条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合においては、規則第17条の規定により、補助金の返還を命じなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。